

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和 55 (1980) 年の約 16 万 4 千人をピークに減少が続いており、平成 27 (2015) 年の国勢調査では約 13 万 6 千人となっている。また昭和 55 年以降、年少人口と生産年齢人口の減少率は総人口の減少率を大きく上回り、平成 27 年時点で年少人口比率は 12.2%、生産年齢人口比率は 54.5%に低下。一方、同年の高齢化率は 33.3%と上昇している。

年齢階級別社会移動の状況では、若い世代の転出者が多く男性では 10 代の転出が多く、女性では 20 代の転出が最も多くなっている。

高等学校卒業等をきっかけに転出していると考えられる年齢以上の層の転出超過が多く、現状が続く場合就業者数の減少に伴う産業活力の低下、労働力の需要と供給の不均衡による恒常的な労働力不足へつながる可能性がある。

市内産業構造については、経済センサスによると平成 26 年時点で従業員数は第一次産業 311 人 (構成比 0.5%)、第二次産業 14,720 人 (構成比 26.1%)、(公務除く) 第三次産業 41,319 人 (73.3%) となっている。

事業所数については同調査時点で第一次産業 27 (構成比 0.4%)、第二次産業 1,196 (構成比 18.2%)、(公務除く) 第三次産業 5,225 (構成比 81.3%) となっている。

第一次産業以外の従業員規模別に事業所、従業員数の推移をみると平成 21 年から 26 年の間では従業員規模 9 名以下の小規模な事業所について事業所数、従業員数ともに減少傾向であるが、従業員規模 10 名以上の事業所は事業所数・従業員数ともに増加傾向にある。

市内総生産構成比については、平成 27 年度市町民経済計算によると、岩国市における市内総生産は 5,393 億 6,300 万円前で前年比 5.86%増加しており、近年は増加傾向となっている。また、同調査において産業分類の構成比は製造業が 28%で最も割合が高く、主要な産業となっている。次いで建設業 (11%)、不動産業 (9%)、保健衛生・社会事業 (9%)、卸売・小売業 (8%) の順となっている。また 10 年前 (平成 18 年度) との比較によると、製造業、建設業の伸びが全体の生産額の増加に大きく影響している。

対して、卸・小売業については近年事業所数・従業員数の減少率に比べ年間商品販売額の減少が大きく、生産性が落ちていることが伺える。

県内同規模の都市 (宇部市、山口市、防府市、周南市) との比較では、周南市を除く各市の平成 27 年度総生産額は 5 年間で最も高くなっているため県内の傾向として総生産額は増加傾向となっていると思われる。

また都道府県別の後継者不在率は山口県が第 2 位となっており、岩国市内の事業所

訪問等の際にも、事業承継についての相談や人材不足の状況を聴取しており、産業基盤の維持のため生産性の向上・人材不足の是正は喫緊の課題となっている。

市内中小企業者の実態については、「岩国市内中小企業経営動向調査」によると、全産業において売上高は不振ながら改善傾向にあり、また設備投資の動向については、全産業で近年実施傾向がみられ、公共工事の供給による設備新設・増設が促されている。しかし全産業的に人手不足・人材不足が深刻化しており、業況回復に向けた懸念材料となっており、景気の好転と暗転の一進一退の状況が続いている。

(2) 目標

岩国市における先端設備等導入計画の認定件数を計画期間中に70件とする

(3) 労働生産性に関する目標

岩国市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条に定める全ての設備とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画における先端設備等導入計画の計画期間は、国の指針と同様投資効果が表れるまで長期間を有する投資も支援対象とするため、3年間、4年間もしくは5年間と

する。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。